

令和8年度

南伊勢町結婚新生活支援
補助金

新婚夫婦の新居の住居費用・リフォーム費用・
引越し費用の補助を行います。

補助対象者

- ・令和8年4月1日以降に婚姻した夫婦

補助金額

最大 **60**万円

詳しくは裏面をご確認ください



対象となる夫婦

次の1から6の条件がすべて該当する夫婦

- ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている。
- ② 対象となる住居が南伊勢町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所になっていること。
- ③ 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- ④ 新婚世帯の所得額（所得証明書に記載された夫婦の所得を合算した額）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の現に行っている場合であっては、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。
- ⑤ 夫婦ともにライフデザイン支援講座等を受講した世帯であること。
- ⑥ 申請日において税等の滞納がないこと。
- ⑦ 過去にこの補助の趣旨と同一の補助又はこの補助金を受けていないこと。（他の自治体での受給を含む。）

補助上限額

- ① 婚姻日における年齢が、夫婦のともに29歳以下である新婚世帯 60万円
- ② 上記以外 30万円

対象となる経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払をした「住居費用」
「引越し費用」「リフォーム費用」

※勤務先から住居手当が支給されている場合等は、その金額を差し引きます。

申請・お問い合わせ先

南伊勢町役場 まちづくり推進課

〒516-0109 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057

TEL：0599-66-1366 FAX：0599-66-1846

詳しくは町ホームページを
ご確認ください。

